

重層的支援体制整備事業委託業務プロポーザル実施要領

1 委託業務名

(1) 自立相談支援事業（福祉事務所未設置町村）

(2) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

（※応募については、(1)、(2)いずれか単独での応募も可能とする。）

2 事業の目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが不規則である、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者で、本事業による支援を受けることにより一般就労に就くことが可能であると見込まれる者に対し、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

3 委託業務内容

(1) 自立相談支援事業（福祉事務所未設置町村）

① 相談支援体制の整備

ア 町内全区域を設定、拠点、支援員を配置すること。なお、支援の対象は町内に住居する者である。

イ 業務処理責任者の配置 1名（兼務可）

ウ 支援員の配置 1名以上（常勤1名以上兼務可）

② 相談窓口設置

ネットワークづくり及び広報活動

(2) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

① 配置人員

ア 専門員 1名以上

② 地域住民ニーズ及び生活課題の把握

③ 地域住民の活動支援及び情報発信等

④ 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」

⑤ 地域住民の交流拠点の開設

4 委託契約の方法等

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の選定

厚真町が業者選考を行うこととし、当該委託業務の実施内容及び遂行方法等について、事前に企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方の候補者とする公募型プロポーザル方式を採用する。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 契約書 選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

(5) 契約保証金

- ① 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- ② 契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第167条の16、厚真町契約規則第26条に定めるところによる。

5 予算上限額

(1) 自立相談支援事業（福祉事務所未設置町村）

6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）/年

(2) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

5,000,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）/年

6 プロポーザル参加事業者の資格要件

次の要件を全て満たす団体であること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 生活困窮者等に対する相談支援の実績があり、本事業の趣旨を理解し、事業を適切、公正、中立、かつ効率的に実施できる者であること。
- (3) 道内に本事業実施が可能な拠点を有すること（本事業の受託後、新たに有する予定である場合を含む）。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (8) 税（国税、都道府県税及び市町村税をいう。）を滞納している者でないこと。
- (9) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (10) 募集要領5. に記載する予算上限を超えていないこと。

7 審査基準

審査会等における審査において重視する項目は以下のとおりである。

- (1) 事業者の適格性（40点）
- ① 事業者の相談支援事業等の実績
 - ② 事業目的からみた町の現状、課題及び1年間の目標
- (2) 業務の実施体制（40点）
- ① 職員の配置体制
 - ② 支援機関との連携手法
 - ③ 関係機関職員の育成計画
- (3) 価格点（20点）
- ① 業務委託費用

8 手続き等

- (1) 担当部局

厚真町住民課福祉グループ

住 所：〒059-1601 勇払郡厚真町京町120番地

電 話：0145-26-7872（直通）

FAX：0145-26-7733

メール：hukushi@town.atsuma.lg.jp

- (2) 参加資格審査申請書及び申請資格に関する申立の提出

- ① 提出部数 各1部
- ② 提出場所 8の（1）に同じ
- ③ 提出期限 令和7年8月29日（金）午後5時まで
- ④ 提出方法 持参（郵送可）
- ⑤ 申請書の内容 別紙様式第1号及び様式第2号書による

- (3) 企画提案書の提出

- ① 提出部数 申請書及び添付資料については正本1部及び電子データ（A4縦型のみPDF）
- ② 提出場所 8の（1）に同じ
- ③ 提出期限 （2）③に同じ
- ④ 提出方法 8の（2）の④に同じ

企画提案書の内容 別紙参考様式の記載内容に基づき作成すること。（A4縦版）

- (4) 参加資格審査申請書等の交付期間及び交付場所

- ① 交付期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）まで

(交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

- ② 交付場所 8の(1)に記載する担当部局又は厚真町のホームページ
(<https://www.town.atsuma.lg.jp>)からのダウンロードによる。

9 その他

- (1) 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがある。
- ① 提出期限、提出先、提出方法が適合しないもの
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- (2) 企画提案に係る費用は、企画提案を行う法人・団体の負担とする。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (5) 提出された企画提案書は返却しない。